

8月から介護保険制度が変わります

○一定以上の所得がある方は、介護サービスの利用者負担割合が2割になります

介護サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、次の両方にあてはまる方は、8月利用分から2割になります。なお、市独自の介護サービスである「居宅介護支援券」（21ページ参照）、「住宅改修費補助」の利用者負担割合も、同様の割合となります。

- ①65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上
- ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入とそのほかの合計所得金額の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上

※合計所得金額とは…

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

※要支援・要介護等の認定を受けている方には、7月中に、利用者負担割合（1割または2割）を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。

○低所得の施設利用者の食費・居住費負担軽減要件が変わります

施設サービス利用者の食費・居住費については、低所得の方（市民税非課税世帯）を対象に負担軽減を行っていましたが、8月からは、次の要件が追加されます。

- ①預貯金などの金額が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること
- ②配偶者が本人と別の世帯にいる場合は、その配偶者も市民税が非課税であること

※「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方には、7月中に申請の案内をします。

○高額介護サービス費の基準が変わります

介護サービスの利用者負担には、月々の負担の上限額があり、上限額を超えた場合は、高額介護サービス費が支給されます。

これまで、市民税課税世帯の方の上限額は、月額3万7,200円でしたが、同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合は、4万4,400円となります。

※ただし、同一世帯内の65歳以上の方の収入が、1人のみの場合383万円、2人以上の場合520万円に満たない場合は、申請により、3万7,200円となります。

※課税所得とは…

収入から公的年金等控除、必要経費、基礎控除、所得控除などを差し引いた後の金額です。



問合せ先 いきいき広場内介護保険・障がいグループ ☎52-9871